

国税だより（令和6年4月発行分）

○ 申告所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税の振替期日

申告所得税及び復興特別所得税並びに消費税及び地方消費税（個人事業者）の納税は、金融機関の預貯金口座から引き落としとなる「振替納税」が大変便利です。

令和5年分の確定申告の振替納付日は、次表のとおりです。「振替納税」をご利用の方は、振替日の前日までに口座の残高をご確認ください。

申告所得税及び復興特別所得税	令和6年4月23日（火）
消費税及び地方消費税（個人事業者）	令和6年4月30日（火）

詳しくは、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp/>）又は「国税庁」で「検索」をご覧ください。

ご不明な点がありましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。

また、国税に関するご質問・ご相談は、「国税相談専用ダイヤル」0570-00-5901（ナビダイヤル）をご利用ください。

○ 国税に関するご質問・ご相談は、「国税相談専用ダイヤル」へ！

国税に関するご質問・ご相談は、「国税相談専用ダイヤル」0570-00-5901（全国一律料金）をご利用ください。

受付時間は、平日8:30～17:00（土日祝日及び12月29日～1月3日を除く。）です。

なお、書類や事実関係を確認する必要がある場合など、チャットボット、タックスアンサー及び電話相談センターによる解決が困難な相談については、税務署で面接にて相談を受け付けています。

税務署でのご相談は、事前予約が必要ですので、所轄の税務署へ電話して音声案内「2」を選択してください（「税務署」につながります）。

国税だより（令和6年4月発行分）

○ 税務署の内部事務のセンター化について

熊本国税局では、一部の税務署を対象に、複数の税務署の内部事務（※）を専担部署（業務センター）で集約処理する「内部事務のセンター化」を実施していますので、下記の事項について、御理解と御協力をお願いいたします。

なお、内部事務のセンター化は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありません。

（※）内部事務とは、例えば、申告書の入力処理、申告内容等についての照会文書の発送などの事務をいいます。

1 業務センターへの申告書・申請書等の提出

内部事務のセンター化の対象となっている税務署に、申告書・申請書等を提出する場合は、以下のとおり御対応をお願いいたします。

- ・ e-Tax（データ）により提出する場合は、所轄税務署へ送信願います。
- ・ 書面により提出する場合は、業務センターへ郵送願います。

注（1）税務署の窓口及び時間外収受箱へ提出することも可能ですが、その際は、所轄税務署に提出いただくようお願いいたします。

（2）書面の申告書・申請書等を、業務センターへ直接持ち込むことはできません。

2 業務センターから納税者・税理士の皆様への問合せ

業務センターでは、納税者や税理士の皆様に対し、内部事務を処理するため、電話や文書により問合せをさせていただきますことがあります。

3 その他の案内

次の事項は、業務センターでは対応しておりません。

- ・ 国税に関する御相談（納付に関する御相談を含みます。）
- ・ 税務署の窓口で対応している納税証明書等の交付、閲覧申請、情報公開、現金による国税の納付
- ・ 申告書・申請書等の用紙の送付依頼

4 熊本国税局において、内部事務のセンター化の対象となっている税務署は、下表のとおりです。

名 称	熊本国税局業務センター
所在地	〒862-8721 熊本市東区東本町16番28号 (令和6年1月4日(木)から庁舎を移転し業務を行っております。)
対象署	熊本西署・熊本東署・八代署・人吉署・天草署・山鹿署・宇土署・阿蘇署
行政指導事務等の集約処理	熊本国税局業務センターにおいては、上記税務署の内部事務のほか、一部の行政指導事務等について、熊本国税局管内全署分の照会文書や通知書の発送、電話照会を集約処理しています。

詳しくは、熊本国税局ホームページ（[熊本国税局](https://www.nta.go.jp/about/organization/kumamoto/shokai/center/jimu.htm) [検索](#)）をご覧ください。

- ◇ パソコン及びスマホから（<https://www.nta.go.jp/about/organization/kumamoto/shokai/center/jimu.htm>）
パソコン及びスマホサイトは、こちらのコードからもご利用になれます。



国税だより（令和6年4月発行分）

○ e-Taxのご利用について

e-Taxでは、税務署に出向くことなく、様々な手続きがご利用になれます。

(例) インターネットを利用して所得税、消費税などの申告や法定調書の提出、青色申告の承認申請などの各種手続、税金の納付（ダイレクト納付やインターネットバンキング、ペイジー（Pay-easy）対応のATMを利用した全ての税目）

- ◇ 所得税等の確定申告をe-Taxで行う場合、生命保険料控除の証明書などは、その記載内容を入力して送信することにより、これらの書類の提出又は提示を省略することができます（法定申告期限から5年間保存しておく必要があります。）。
- ◇ 自宅や税理士事務所からe-Taxで還付申告を行う場合、書面で提出した場合より、還付金を早く受け取ることができます。
- ◇ e-Taxで納税証明書の交付請求を行うと、書面請求の場合より手数料が安価です（電子ファイルでの交付のほか、書面での交付も請求できます。）。

また、スマホやタブレット端末からでも納税証明書の交付請求が行えます（税務署窓口で受け取れます。）。

詳しくは、e-Taxホームページ（<https://www.e-tax.nta.go.jp> 又は ）をご覧ください。パソコン及びスマホサイトは、こちらのコードからもご利用になれます。



○ 契約書や領収書と印紙税

私たちは、毎日の生活の中で、いろいろな文書を作成したり、受け取ったりしています。

これらの文書の中には、印紙税が掛かるものがあります。

印紙税が掛かる文書は、金銭借用証書、不動産売買契約書、工事請負契約書などの契約書のほか、約束手形、領収書、金銭の受取通帳など、20種類に分類されています。

印紙税は、印紙税の掛かる文書を作成した人が、定められた金額の収入印紙をその文書に貼り付け、これに消印をして納める税金です。

文書を作成する場合は、印紙税のパンフレット（国税庁ホームページに掲載）等を参考に次のことに注意していただき、印紙税が掛かるかどうか、税額がいくらかなどを確認して、間違いのないようにしてください。

- 1 覚書、念書、差入証などは、印紙税法上の契約書になる場合があります。
- 2 申込書、注文書、依頼書などの文書でも印紙税が掛かる場合があります。
- 3 仮契約書、予約契約書及び仮領収書にも印紙税が掛かります。
- 4 レジスターから打ち出されるレシートにも印紙税が掛かります。

印紙税についてお分かりにならないことがありましたら、一般的な事項は国税庁ホームページをご覧ください、個別のご相談は最寄りの税務署へお尋ねください。

- ◇ パソコン及びスマホから（<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/inshi.htm>）

パソコン及びスマホサイトは、こちらのコードからもご利用になれます。



○ 4月は「20歳未満飲酒防止強調月間」です。

20歳未満の者が飲酒をした場合には、脳障害等の「身体的影響」、精神的成長や心理的発達の停止等の「精神的影響」及び非行問題等の「社会的影響」があるといわれています。

日本では、「20歳未満の者の飲酒の禁止に関する法律」により、20歳未満の者の飲酒が禁止されています。違反した場合の罰則は、飲酒をした20歳未満の者本人ではなく、親や、20歳未満の者が自ら飲酒することを知りながらお酒を販売・提供した販売業者等に対して科されます。

社会全体の責務として、20歳未満の者の飲酒の未然防止を積極的に図っていく必要があります。国税庁を含む関係省庁は、毎年4月を「20歳未満飲酒防止強調月間」として、全国的な啓発活動を行っています。

熊本国税局酒税課（電話096—354—6171）